

Q12. 事業実施想定区域及び主要な設備（タービン・ボイラー等）から最寄りの住居等までの距離について、それぞれ図示した上で御教示願いたい。

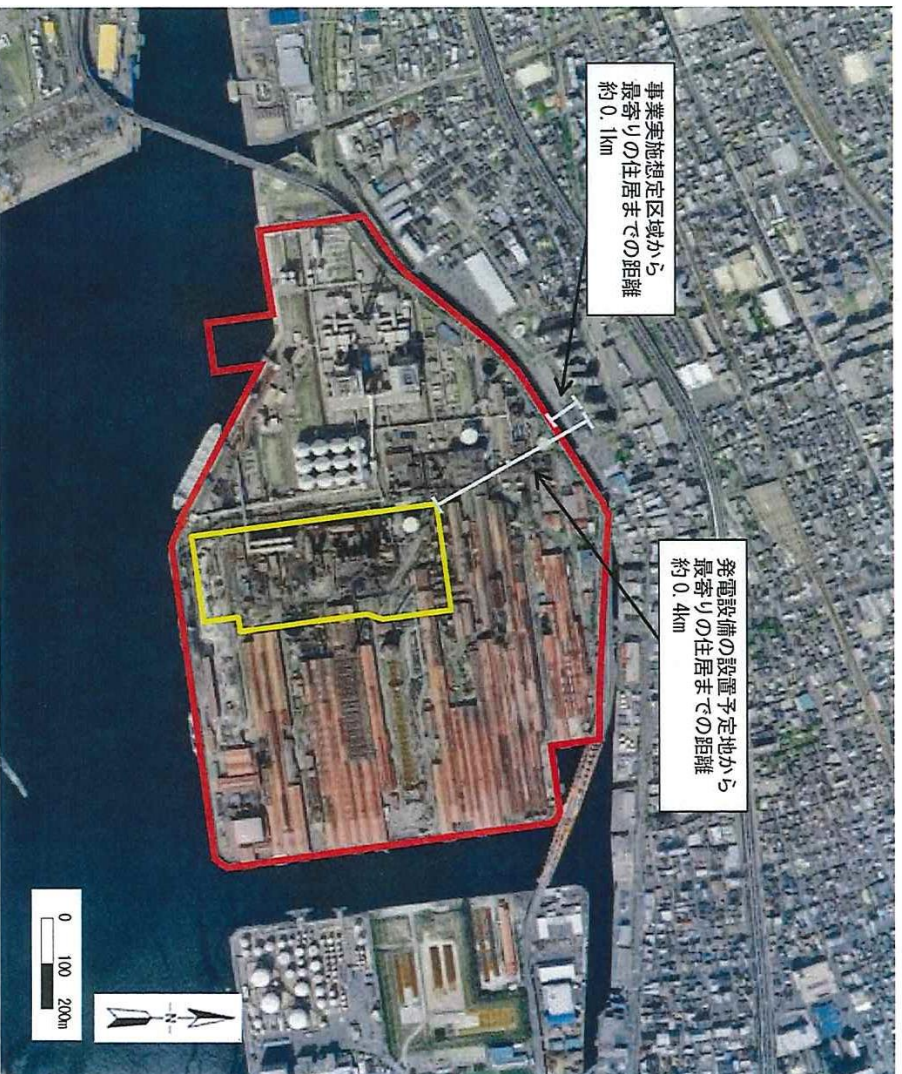
（一次回答）

事業者によれば、以下のとおりであると聞いている。

距離については、タービン・ボイラー等設備の配置が詳細に決定していないことから、図1に示すとおり、最も住居に近い敷地境界を起点としました。

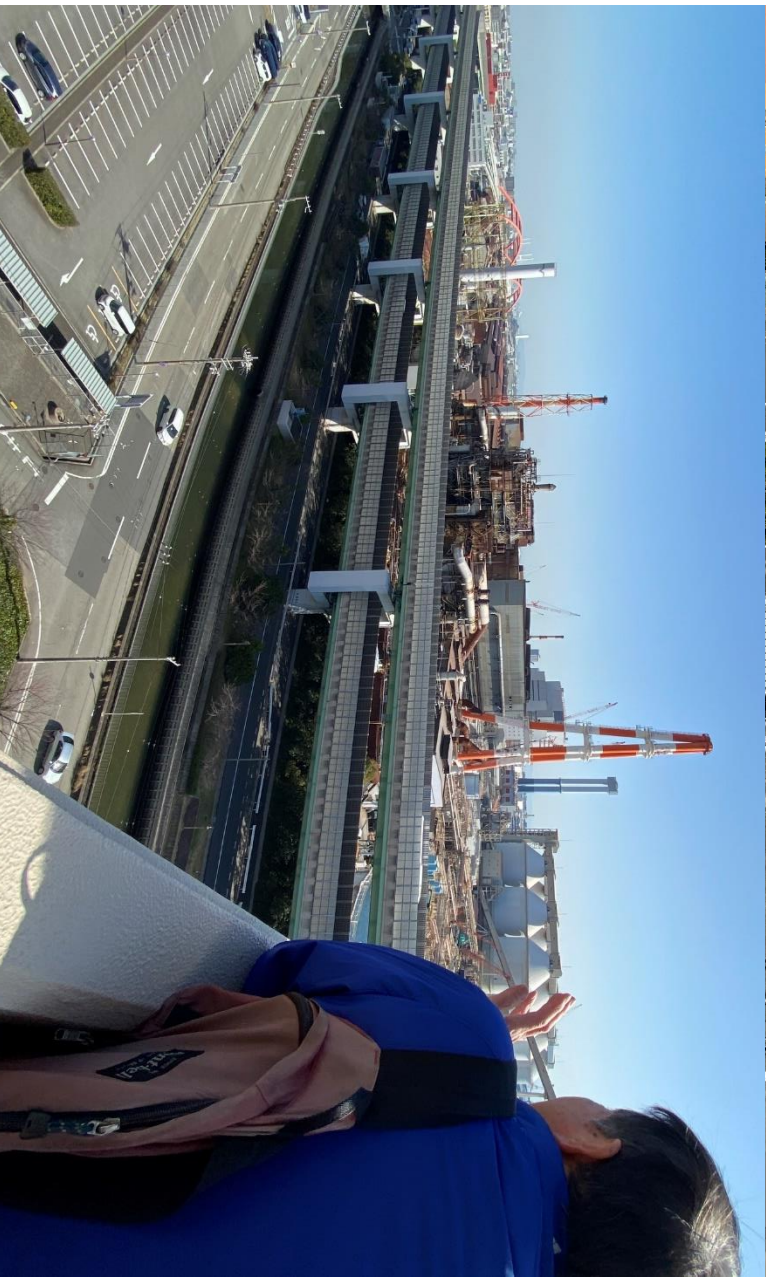
事業実施想定区域及び発電設備設置予定地から、北北西に位置する最寄りの中層住宅までの最短距離はそれぞれ約0.1km、約0.4kmです。

図1 最寄りの住居までの距離（最も住居に近い敷地境界）



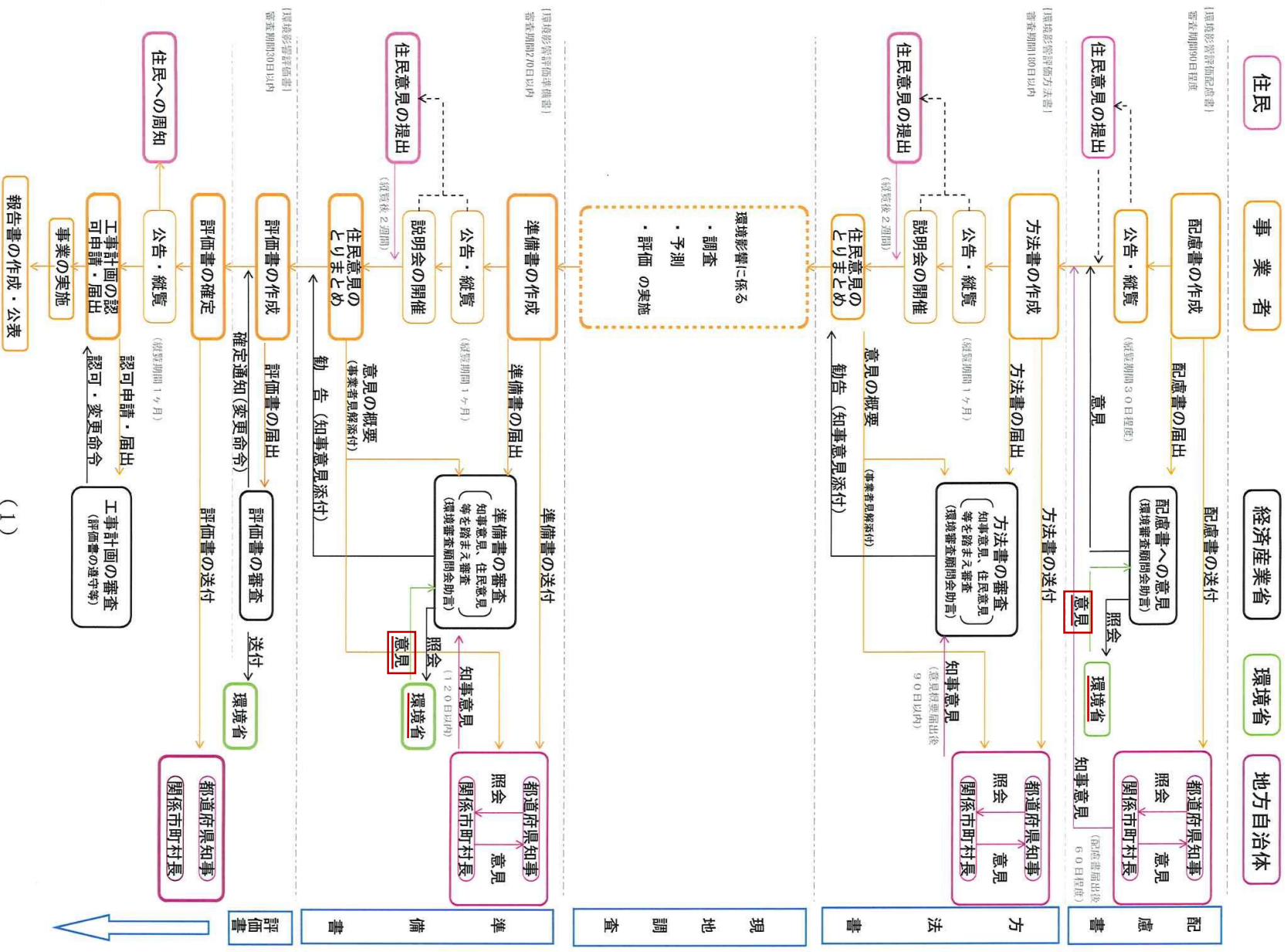
（二次質問）

本質問はQ13に統合する。



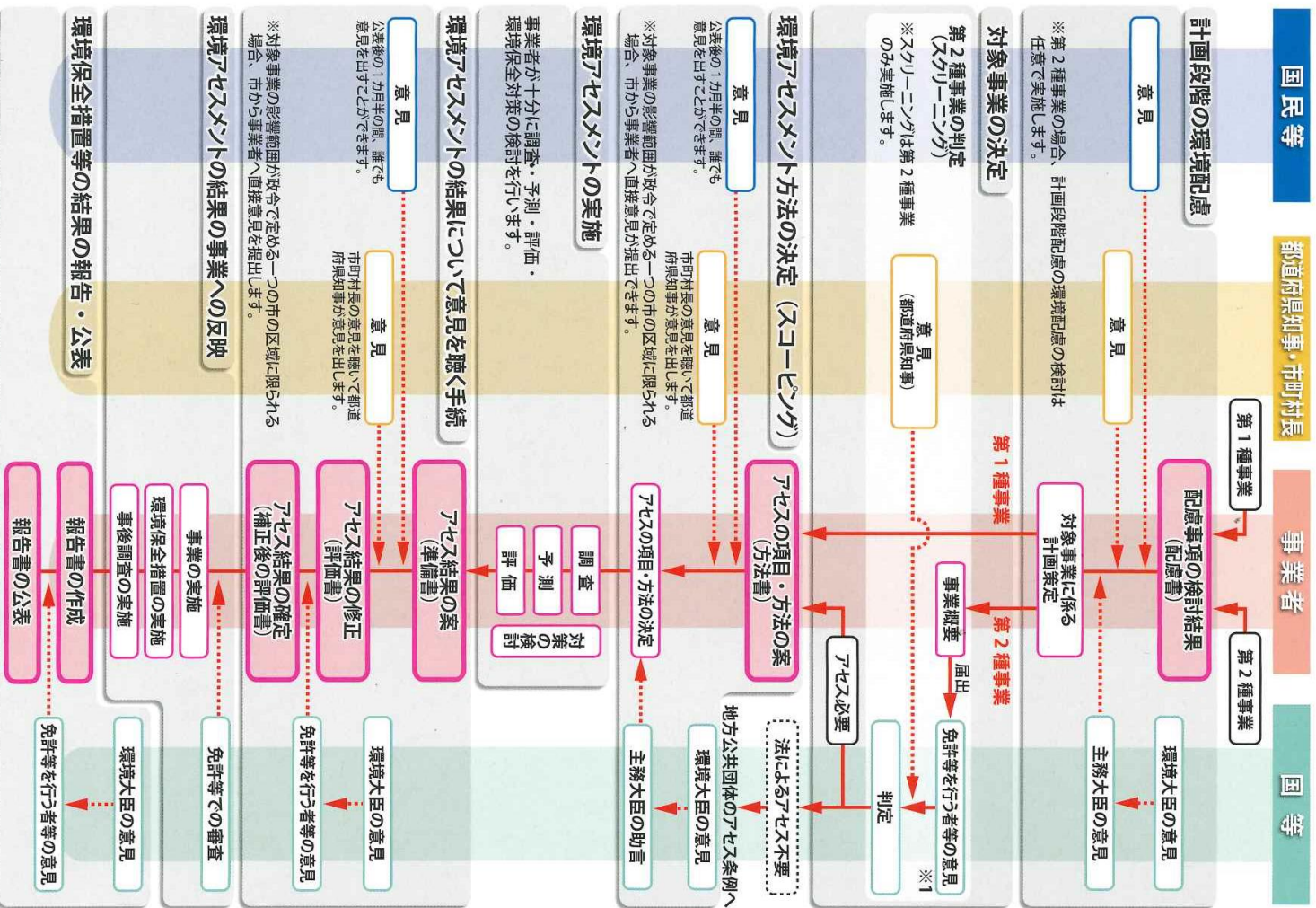
発電所に係る環境影響評価の手続きフロー図

1. 第1種事業



(4) 環境アセスメントの手続

環境アセスメントの手続の流れ



「150万都市」「人口密集地」を削除

また、事業実施想定区域は人口150万都市である神戸市に位置し、は人口密集地帯に隣接しその周辺は、各種環境法令により人の健康の保護及び生活環境の保全が求められる地域であり、環境基準を達成していない地点がなおも存在することから、本事業の今後の検討に当たっては、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避・低減し、環境の保全に十全を期することにより周辺環境への影響を最小限に抑えることが必要である。

【経済産業省 1 次意見】

人の健康の保護及び生活環境の保全が求められる地域及び環境基準を達成していない地点がなおも存在する地域は、事業実施想定区域の周辺であること、また、「人口密集地帯」という記述については、客観的な基準に基づくものではないため、上記のとおり修正されたい。

【環境省 2 次意見】

環境負荷の回避・低減に十全を期す必要性について、事業実施想定区域の背後地の状況から述べたもので、より具体的な記述に修正する。

【経済産業省 2 次意見】

環境負荷の回避・低減に十全に期す必要性については、「各種環境法令により人の健康の保護及び生活環境の保全が求められる地域であり、環境基準を達成していない地点がなおも存在する」の記述により十分に説明がなされている。また、「人口150万都市である」ことが、人の健康の保護及び生活環境の保全が求められるための必要な条件ではないと考える。加えて、「人口150万都市である神戸市に位置し」の記述は、同規模の人口を有する地域での過去の環境影響評価配慮書手続きの計画段階環境配慮書（※）における環境大臣意見と比べても過剰であり、公平性の観点から不適切である。よって、「人口150万都市である神戸市に位置し」の記述は削除されたい。

＜※神奈川県川崎市（人口：142.6万人）で計画されているJFE扇島火力＞

【環境省 4 次意見】

貴見のとおり削除する。

2021年4月6日 参議院環境委員会 日本共産党 山下芳生
出典 環境省提出「神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画に係る計画段階環境
配慮書に対する環境大臣意見」に係る環境省四次案 より抜粋
表題、赤囲み、下線等は山下事務所

なお、平成 28 年 2 月合意に基づき、毎年度、電気事業分野からの排出量や排出係数等の状況を評価し、 $0.37\text{kg-CO}_2/\text{kWh}$ の達成ができないと判断される場合には、施策の見直し等について検討することとなる。

大気環境に関しては、本事業の対象事業実施区域及びその周辺は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）に基づく対策地域とされている。また、同区域の周辺は過去に深刻な大気汚染による健康被害が発生し、現状においても大気の汚染に係る環境基準の一部を達成していない地点が存在するなど、大気環境の改善が必要な地域である。本事業に対しては、地域住民等が兵庫県公害審査会に公害紛争処理法（昭和 45 年法律第 108 号）に基づく調停を求めるなど、大気環境保全の観点からも懸念が示されている。

（経産省一意見）

公害調停について、兵庫県知事は、12 月 14 日の記者会見において、「アセスメント手続きは、公害調停があるから影響を受けるとか受けないという問題ではありません。公害調停は、手続きを粛々と進められれば良いと思います。調停委員会で第三者的に、専門的に公害なのかということも含めてしっかりとした調停手続きを進めていただければ良いと思います。」と述べるに留まっている。本意見において調停申請行為を記載すると、あたかも国が調停への申請内容を是認するかのような誤謬も与えかねず、また実際以上の規模の方々が調停を求めている印象を与えかねないことから、削除願いたい。

（環境省一意見）

了解しました。

大気汚染物質が以前より増えないよう求めた記述を削除

2. 各論

(1) 大気環境

ばい煙発生施設が複数存在する事業実施想定区域は、人口150万都市である神戸市に位置し、は、人口密集地帯に隣接しその周辺は、大気汚染物質の環境基準を超過する地点も存在する、大気環境の改善が必要な地域である。神戸製鉄所内の既存施設から排出される大気汚染物質の年間排出量は、神戸市全体のばい煙発生施設からの排出量の4割から7割にも相当し、さらに本事業により、排出量が増加することから、大気環境についても十分な配慮を行うこと。

① 神戸製鉄所の高炉設備を廃止し、本発電所が設置された後に排出される神戸製鉄所内施設全体の大気汚染物質の年間排出量については、現況の排出量を上回らないよう施設の適切な維持管理を図ること。

② 本発電所の稼働に伴う大気質への環境影響の回避・低減が図られるよう、煙突高さ等の検討に当たっては、方法書以降の予測、評価等において、より広範な大気汚染物質の拡散面積を想定するとともに、短期高濃度条件等の影響についても考慮し、適切な環境保全措置の検討を行うこと。

【経産省1次意見】

大気汚染物質の環境基準を超過する地点が存在し、大気環境の改善が必要な地域は、事業実施想定区域の周辺である。

大気汚染物質については、人の健康又は生活環境に係る影響を適切に評価する観点から、排出量そのものではなく、拡散の特性を踏まえた環境影響を予測し、寄与濃度について評価されるものであることから、大気汚染物質の年間排出量に着目した意見は適当ではなく、受け入れることはできない。

本事業者は、方法書以降で、短期高濃度条件について予測評価を行う計画としている。ただし、配慮書において、複数案として「煙突高さ」を選定し検討した結果、いずれの案も大気質への影響は少ないことを確認していることから、方法書以降では、配慮書記載の煙突高さ(150m)で予測評価を進めることとしている。また、大気汚染物質の拡散面積の想定については、事業実施想定区域の半径20km圏内の調査、予測の結果、最大着地濃度は最大約6.2kmであり、予測範囲に十分収まっていること、またその濃度は、環境基準値と比べても十分低い結果となっており、配慮書に記載している範囲で予測評価を行うことで、環境保全措置を検討することは可能である。

以上のことから、上記のとおり修正されたい。

【環境省2次意見】

個々の事業場等に着目した排出濃度のみでは環境基準の確保が困難な場合、事業場等が集合している地域で、排出量で評価や管理を行っている。当該地域においても、地域住民の健全で快適な環境を確保するとともに、周辺地域及び地球環境保全の観点から、兵庫県条例や神戸市の環境保全協定等により、排出量についても監視及び管理の基準を設けている。さらに神戸製鉄所から排出される大気汚染物質の排出量の神戸市全体のばい煙発生施設からの排出量に占める割合が大きいことを鑑みれば、本意見は妥当であり、モトイキとする。

煙突高さについては、予測結果に応じて検討される環境保全措置に含まれるものと解して、その記述は削除する。

しかし、検討（拡散）範囲については、配慮書の20km圏内では現に拡散範囲を網羅されておらず、影響の可能性のある範囲を示さないまま、最大着地濃度のみで評価するべきでないと考える。また、大阪圏域を含む患者の会から要望書が出される等、広範囲の地域住民の方々が本事業に係る環境保全対策等に関心を持たれていると考えると、大気汚染物質の拡散予測範囲が網羅する検討範囲を方法書以降の図書に記載すべきと考えることから、モトイキとする。

【経済産業省2次意見】

事業実施想定区域の周辺において、大気質への環境影響の回避・低減を図ることの必要性については、「大気汚染物質の環境基準を超過する地点も存在する、大気環境の改善が必要な地域である」の記述により十分に説明がなされている。また、「人口150万都市である」ことが、人の健康の保護及び生活環境の保全が求められるための必要な条件ではないと考える。加えて、「人口150万都市である神戸市に位置し」の記述は、同規模の人口を有する地域での過去の環境影響評価配慮書手続きの計画段階環境配慮書における環境大臣意見と比べても過剰であり、公平的な観点から不適切である。よって、「人口150万都市である神戸市に位置し」の記述は削除されたい。

大気汚染物質に係る大気環境は、固定発生源のみならず、自動車等の移動発生源の両面から影響を受けており、神戸市全体の固定排出源からの年間排出量に対する神戸製鉄所の既存施設の排出比率のみ記載することは、本事業の影響を恣意的に過大に評価することになり、不適切である。

大気汚染物質については、人の健康又は生活環境に係る影響を適切に評価する観点から、排出量そのものではなく、拡散の特性を踏まえた環境影響を予測し、寄与濃度について評価されるものであることから、大気汚染物質の年間排出量に着目した意見は適当ではない。

現在の大気環境濃度には、神戸製鉄所を含む他のばい煙発生施設から排出された大気汚染物質の影響を既に含んでおり、本事業のインパクトを加味した大気環境濃度と環境基準との比較、評価により、本事業者に環境保全措置を検討させることが適当である。

大気汚染物質の拡散面積の想定については、「発電所に係る環境影響評価の手引」を参考に、本事業者が実施した事業実施想定区域の半径20km圏内の調査、予測の結果、最大着地濃度は最大約6.2kmであり、予測範囲に十分収まっていること、またその濃度は、環境基準値と比べても十分低い結果となっており、配慮書に記載している範囲で予測評価を行うことで、環境保全措置を検討することは可能である。

計画段階環境配慮書の各大気汚染物質の等濃度線は、複数案として選定した煙突高さによる大気質への影響の違いを把握するため、概ね検討範囲に収まる、区切りの良い濃度について記載されている。その等濃度線の濃度は、環境基準と比べても十分に低い濃度となっており、事業者が、本配慮書における予測結果について、影響の可能性のある範囲を示していないと結論づけることは適当ではないと判断する。

以上のことから、上記のとおり修正されたい。

既存の発電所を含む休廃止、稼働抑制を削除

H30.03.08 経産省 1 次意見
H30.03.09 環境省 1 次意見
H30.03.13 経産省 2 次意見

1. 総論

(1) 石炭火力発電を巡る環境保全に係る国内外の状況を十分認識し、本事業を検討すること。

(2) このような国内外の状況を踏まえた上でなお本事業を実施する場合には、現在所有している火力発電所本事業者に加え、共同実施を予定しているグループ会社等を含む事業者全体が所有及び計画している火力発電所の適切な運用などにより、ベンチマーク指標の目標を確実に達成することとともに、2030 年以降に向けて、更なる二酸化炭素排出削減を実現すること。と通しをもって、同火力発電所の休廃止・稼働抑制などの措置を計画的に実施すること。とともに、2030 年以降に向けて、更なる二酸化炭素排出削減を実現する見通しをもって、同火力発電所の休廃止・稼働抑制などの措置を計画的に実施すること。

(経産省一次意見)

他事業者に対する意見で述べられている低効率の発電所ではないこと、小売電気事業者ではないことから、削除願いたい。

(環境省一次意見)

前段については了解しました。後段については、武豊火力の時も同様の記載を発電事業者に対する意見として記載しており、問題ないものと考えています。

(経産省二次意見)

2030 年以降に向けた二酸化炭素排出削減対策について、前向きに取り組んで欲しいという気持ちと同様であり、低効率火力を高効率なものに置き換えていただきたい気持ちも同様ですが、多くの電源を有している旧一般電気事業者とは異なり、本事業者は、現在、発電事業の用に供する設備を 1 つしか持っていないため、今の時点から「低効率火力の休廃止・稼働抑制」を明示的にブッシュするのは、「電力事業をやめろ」と求めてしまっていることと同義ですので（御省がそのようなことを言わないことは理解していますが、環境大臣意見を見る一般の人はそこまで考えて発言しないので…）、個々の電力事業の実態を踏まえた大臣意見としていただければと存じます。

④ 本事業を実施することによる二酸化炭素排出量については、毎年度適切に把握すること。

とともに、当該二酸化炭素排出量の増加分に見合う削減方策を売電先における排出削減に係る取組を関西電力において確実に実施しているか継続的に確認すること。

(経産省一次意見)

前半部分「…、毎年度適切に把握する」については、温対法により担保されていること。後半部分「当該二酸化炭素排出量の増加分に…確認すること」については、法的根拠がないことから削除されたい。また、本アセスの対象ではない事業者の取組みに対してまで、本アセスの場で追求することは、適切ではなく、やりたいう放題が過ぎるので、修正している。

(環境省一次意見)

前段については、貴見を踏まえ、「事後調査等により」を削除しました。

後段については、法的根拠がないことが削除理由には当たらないと考えています。

事業者である神戸製鋼に対し、CO2対策は関電だから預かり知らない、というのではなく、地球温暖化に繋がるCO2を排出する発電事業を行う者として、関電が行うCO2削減方策の確認するよう求めることには、一定の合理性が

あると考えます。

(経産省二次意見)

その対策は、当然、個社の経営に係る方針・アクションであることから、電力自由化の今日において、他社の取り組みを法的根拠なくして無理やり視かせることは非合理的です。

(環境省二次意見)

ここで求めているCO2削減方策の確認は、関西電力の報告・公表ベースを基本に考えており、法的根拠なく無理矢理視かせることを想定しているものではありません。関西電力が責任を持つて温暖化対策に取り組むことは当然のことと思いますが、本事業者は、地球温暖化に繋がるCO2を排出する発電事業を行う者として、関西電力が行う取組を把握できる範囲で確認すべきと考えています。

(経産省三次意見)

繰り返しになりますが、本事業からの受電に伴う排出も含め、関西電力の温暖化対策は、関西電力自身が責任をもって取り組むものです。したがって、神戸製鋼が関西電力とグループになって温暖化対策に取り組むということであればまだしも、実態としては、個社ごとに責任をもって取り組むとしているため、電力の供給先であっても、神戸製鋼が他社の温暖化対策を継続して確認するように求めることは非合理的です。繰り返しですが、本事業からの受電に伴う排出も含め、関西電力の温暖化対策は、関西電力自身が責任をもって取り組むことになっており、また、「当該二酸化炭素排出量の増加分に見合う削減方策を関西電力において確実に実施しているか継続的に確認」とありますが、ここまで具体的、かつ、限定的なポイントを確認させるにあたっては、個社の経営に係る方針・アクションを視かなくては不可能であり、神戸製鋼に実施困難な難題を求めていることをご認識いただきたく存じます。

さらには、従前のアセス審査の整理を踏まえても、電力の供給先であるからといって、ここまでの言及はしておりませんので、修正しています。なお、個別事業者名を挙げず、従前の整理と同様の記載を行うのであれば了解いたします。

2021年4月6日 参議院環境委員会 日本共産党 山下芳生

出典 環境省提出【環境省三次意見】神戸製鉄所火力(準備書) 大臣意見より抜粋 表題、赤囲み、下線等は山下事務所

(環境省三次意見)

従前のアセス審査の整理については先に述べたとおりです。また、関西電力が自社の温暖化対策を責任をもって取り組むことは承知していますが、そのことが、本事業からの受電に伴う排出に係る温暖化対策を責任をもって取り組むと整理されている関西電力の取組を本事業者が確認することの合理性を欠くことにはならないと考えます。

本日公表予定の兵庫県知事意見となる県審査会答申(昨日公表)においても「二酸化炭素総排出量の増加に見合う削減方策を売電先の対策を含め、手段を明確にして必ず確実に実施し、二酸化炭素総排出量を施設の供用によって増加させないこと。また、二酸化炭素総排出量の増加に見合う削減方策について、評価書に個別具体的、定量的に記載すること。」との記載があり、兵庫県としても類似のことを求めていると認識しています。

ただし、記載ぶりについては、貴見を踏まえ、修正案を提示します。

神戸製鋼石炭火力発電所アセスでの主な経産省削除要求内容と結果 ①

環境大臣意見に対する 経産省削除要求内容			経産省主張	環境省反論	結果
大 気 汚 染	配 慮 書	「150万都市」「人口密集地」	「客観的基準がない」「必要な条件ではない」	「兵庫県条例や神戸市の環境保全協定等により、排出量についても監視及び管理の基準を設けている。さらに神戸製鉄所から排出される大気汚染物質の排出量の神戸市全体のばい煙施設の発生施設からの排出量に占める割合が大きいことを鑑みれば本意見は妥当」「大阪圏域を含む患者の会から要望が出されるなど、広範囲の地域住民の方々が本事業に係る環境保全に関心を持たれている」	削除
		「大気汚染物質の年間排出量は、神戸市全体のばい煙発生施設からの4割から7割に相当」	「自動車等の移動排出源の両面から影響」「本事業の影響を恣意的に過大に評価」		削除
		「大気汚染物質の年間排出量については、現況の排出量を上回らないよう」	大気汚染物質は「寄与濃度について評価されるもの」		削除
		「PM2.5の必要な調査を行い、影響の予測及び評価並び環境保全の措置の検討を行うこと」	「解明段階で検討を行わせることは困難」「過去の環境大臣意見に比べ過剰」		「今後の動向を注視しつつ、所定の検討を行うのが適当である」と表現が後退
	準 備 書	「地域住民等が兵庫県公害審査会に公害調停求めるなど、大気環境保全の関連から懸念が示されている」	「調停中身を国が是認することになる」「実際規模以上の方々が調停を求めている印象を与える」		削除

神戸製鋼石炭火力発電所アセスでの主な経産省削除要求内容と結果 ②

環境大臣意見に対する 経産省削除要求内容			経産省主張	環境省反論	結果
C O 2	配 慮 書	「本発電所の稼働に伴い年間600万トン以上の二酸化炭素を排出する可能性があり、最新鋭の天然ガス火力発電所を建設した場合と比較すると年間380万トン以上多く排出することになる可能性がある」	「試算値であり決まったものでない」「過去の環境大臣意見に比べ過剰」		削除
		「今後、電力供給先の小売事業者が参加する枠組みが構築されず、かつ枠組みが構築されるまでの間の環境保全措置が満たされない場合は、本発電所の設置を認めることはできない」	「運転開始時までに満たせば良い」「局長級とりまとめは『電力業界全体の枠組みの構築を促す』ものであり、個別事業者に対してではない。運転開始時に自主的取組により環境保全措置を講じることとしていれば良い」	「枠組みや事業者が行う暫時の措置が見通せない状況で、石炭火力の新增設が増加していくことは、国の温暖化対策及びエネルギー政策の実現を阻害する可能性があるとともに、結果的に事業者にとっても不利益な状況をもたらす可能性があり、国の目標・計画と整合が確保されていないことが確認されないまま、『運転開始までに満たせば良い』と先延ばしにして着工してしまうことは、事業者に対してと国として無責任である」「国の目標・計画との整合性が確認できない状況であれば、着工するべきでないと警鐘を鳴らすもの」	「運転開始時までに満たし、具体化された内容があれば可能な範囲で準備書に記載すること」と表現が後退

神戸製鋼石炭火力発電所アセスでの主な経産省削除要求内容と結果 ③

環境大臣意見に対する 経産省削除要求内容			経産省主張	環境省反論	結果
C O 2	準 備 書	「当該二酸化炭素排出量の増加分に見合う削減方策を関西電力においても確実に実施しているか」確認するよう	「法的根拠がない」「本アセスの対象ではない」「やりたい放題が過ぎる」「電力自由化の今日、他社の取り組みを法的根拠もなく無理やりのぞかせることは不合理」「個別事業者名を挙げなければ了承」	「法的根拠がないことは削除理由にあたらない」「CO2対策は関電だから預かり知らないというのではなく、地球温暖化に繋がるCO2を排出する発電事業を行なう者として、関電が行うCO2削減方策の確認するよう求めることは、一定の合理性がある」「把握出来る範囲で確認すべき」「県も累次のことを求めている」兵庫県知事意見となる答申で「二酸化炭素総排出量望み化に見合う削減方策を売電先の対策を含め、手段を明確にして必ず確実に実施し、二酸化炭素総排出量を施設の供用によって増加させないこと。また、二酸化炭素総排出量の増加に見合う削減方策について、評価書に個別具体的、定量的に記載すること」と記載があり、県も求めている	「関電」と「確実に実施」の記載を削除

神戸製鋼石炭火力発電所アセスでの主な経産省削除要求内容と結果 ④

環境大臣意見に対する 経産省削除要求内容			経産省主張	環境省反論	結果
C O 2	準備書	「現在所有している火力発電所」を含め。2030年以降に向け「同火力発電所の休廃止・稼働抑制などの措置を計画的に実行すること」	「多くの電源を有している旧一般電気事業者とは異なり、本事業者は、現在、発電事業に用に供する設備を1つしか持っていないため、今の時点から『低効率火力の休廃止・稼働抑制』を明示的にプッシュするのは、『電気事業をやめろ』と求めてしまっているのと同義ですので（御省がそのようなことを言わないことは理解していますが、環境大臣意見を見る人はそこまで考えて発言しないので…。）個々の電力事業者の実態を踏まえた大臣意見としていただければと存じます」	他の石炭火力に対しても「同様の意見を記載しており問題ない」	削除
		関電は「自主的枠組み全体の目標達成に向けて確実に二酸化炭素排出削減に取り組む必要がある」「政府としても、明確化等に向けた検討状況を的確にフォローアップ、評価していく必要がある」	「弊省は積み重ねたロジックをもって、丁寧に調整を進めようとしているものの、御省側が従前のお話や積み重ねによらず、今回のようなアブノーマルな手段を取ってでも、フォローアップの対象事業者を増やすなどをお考えであれば、事業者からの協力も得られるわけがなく、我々も協力しようとは思いません」「フォローアップを含む、今後の御省への協力については内部で少し考えさせてください」	以前の事例について、燃料種が違つか、パリ協定発効以前の石炭火力発電事業であり、同じロジックとしては活用困難。「パリ協定発効以降、石炭火力を取り巻く国内外の状況は一変」	フォローアップの部分削除

事業者の納得のもと意見と勧告を作成

Ⅱ. 環境大臣意見(2/8)

番号	検討項目	検討結果	勧告案
2	1. 総論 (1) 石炭火力発電を巡る環境保全に係る国内外の状況を十分認識し、本事業を検討すること。	○ <u>経済産業大臣勧告に盛り込む。</u> 石炭火力は安定供給性や経済性に優れた重要なベースロード電源であるが、①現時点において既にエネルギーミックスに基づく2030年度の石炭火力発電量や二酸化炭素排出量を上回っている状況、②脱炭素社会の構築に向けた世界の潮流の中で石炭火力発電を抑制していく流れがある状況、③更にはパリ協定に基づき中長期的には世界全体でより一層の温室効果ガスの排出削減が求められる状況であり、事業リスクが高い。このような石炭火力発電を巡る環境保全に係る国内外の状況を十分認識し、本事業を検討することが求められることから、本意見を勧告に盛り込むこととする。 なお、 <u>事業者は本意見が勧告に盛り込まれることに納得しており、評価書に反映する意向である。</u>	1. 総論 (1) 石炭火力発電を巡る環境保全に係る国内外の状況を十分認識し、本事業を検討すること。
3	(2) このような国内外の状況を踏まえた上でなお本事業を実施する場合には、本事業者に加え、共同実施を予定しているグループ会社等を含む事業者全体が所有及び計画している火力発電所の適切な運用などにより、ベンチマーク指標の目標を確実に達成するとともに、2030年以降に向けて、更なる二酸化炭素排出削減を実現する見通しをもって、計画的に実施すること。	○ <u>経済産業大臣勧告に盛り込む。</u> 石炭火力発電を巡る環境保全に係る国内外の状況を踏まえたうえでなお本事業を実施する場合、本事業者は、本事業者に加え、共同実施を予定している(株)コベルコパワー神戸および(株)コベルコパワー真岡を含む事業者全体が所有及び計画している火力発電所の適切な運用などにより、ベンチマーク指標の目標を確実に達成するとともに、2030年以降に向けて、更なる二酸化炭素排出削減を実現する見通しをもって、計画的に実施することが求められることから、本意見を勧告に盛り込むこととする。 なお、 <u>事業者は本意見が勧告に盛り込まれることに納得しており、評価書に反映する意向である。</u>	(2) このような国内外の状況を踏まえた上でなお本事業を実施する場合には、自ら本事業者に加え、共同実施を予定しているグループ会社等を含む事業者全体が所有及び計画している火力発電所の適切な運用などにより、ベンチマーク指標の目標を確実に達成するとともに、2030年以降に向けて、更なる二酸化炭素排出削減を実現する見通しをもって、計画的に実施すること。
4	(3) 本事業の工事の実施及び施設の供用に当たっては、二酸化炭素の排出削減対策をはじめ、排ガス処理設備の適切な運転管理及び騒音・振動の発生源対策等による大気環境の保全対策、排水の適正な処理及び管理による水環境の保全対策等の環境保全措置を適切に講ずること。	○ <u>経済産業大臣勧告に盛り込む。</u> 本事業の工事の実施及び施設の供用に当たっては、二酸化炭素の排出削減対策をはじめ、排ガス処理設備の適切な運転管理及び騒音・振動の発生源対策等による大気環境の保全対策、排水の適正な処理及び管理による水環境の保全対策等が求められることから、本意見を勧告に盛り込むこととする。 なお、 <u>事業者は本意見が勧告に盛り込まれることに納得しており、評価書に反映する意向である。</u>	(3) 本事業の工事の実施及び施設の供用に当たっては、二酸化炭素の排出削減対策をはじめ、排ガス処理設備の適切な運転管理及び騒音・振動の発生源対策等による大気環境の保全対策、排水の適正な処理及び管理による水環境の保全対策等の環境保全措置を適切に講ずること。

2021年4月6日 参議院環境委員会 日本共産党 山下芳生 出典 株式会社神戸製鋼所「神戸製鉄所火力発電所(仮称)建設計画環境影響評価準備書」に対する大臣勧告に関する検討結果 平成30年3月29日 産業保安グループ電力安全課 より抜粋
表題、下線は山下事務所

資料11

II. 環境大臣意見(3/8)

番号	意見内容	検討結果	勧告案
5	(4) 本事業は、人口密集地であり、かつ、既存の製鉄所及び発電所が存在する地域において、環境負荷を増大させる事業であること等から、関係する地方公共団体の意見を十分勘案するとともに、地域住民等の関係者の理解・納得が得られるよう、誠意を持って丁寧かつ十分な説明を行うこと。	<u>○ 経済産業大臣勧告に盛り込む。</u> 本事業は、人口密集地であり、同区域周辺は過去に深刻な大気汚染による健康被害が発生し、現状においても環境基準の一部を達成していない地点が存在する地域である。また、既存の製鉄所及び発電所が存在する地域であり、環境負荷を増大させる事業であること等から、関係する地方公共団体の意見を十分勘案するとともに、地域住民等の関係者の理解・納得が得られるよう、誠意を持って丁寧かつ十分な説明を行うことが求められることから、本意見を勧告に盛り込むこととする。 なお、<u>事業者は本意見が勧告に盛り込まれることに納得しており、評価書に反映する意向である。</u>	(4) 本事業は、人口密集地であり、かつ、既存の製鉄所及び発電所が存在する地域において、環境負荷を増大させる事業であること等から、関係する地方公共団体の意見を十分勘案するとともに、地域住民等の関係者の理解・納得が得られるよう、誠意を持って丁寧かつ十分な説明を行うこと。
6	2. 各論 (1) 温室効果ガス 温暖化制約が厳しさを増す中で、長期間にわたり、大量の二酸化炭素を排出することとなり得る石炭火力発電を行うことを本事業者の社員一人ひとりに至るまで自覚し、省エネ法に基づくベンチマーク指標の目標達成及び自主的枠組み全体としての目標達成に向けて、社会的な透明性を確保しつつ、できる限り具体的な方針を示して、以下をはじめとする事項に取り組むこと。	<u>○ 経済産業大臣勧告に盛り込む。</u> 2030年度に2013年度比26.0%減(2005年度比25.4%減)という我が国の温室効果ガス削減目標を規定した「日本の約束草案」が決定され、国連気候変動枠組条約事務局へ提出されたところ。長期間にわたり、大量の二酸化炭素を排出することとなりうる石炭火力発電を行うにあたっては、本事業者の社員一人ひとりに至るまで自覚し、省エネ法等に基づくベンチマーク指標等及び自主的枠組み全体としての目標の達成に向けて、本事業者として関係企業と協力し、社会的な透明性を確保しつつ、できる限り具体的な方針を示すことが求められることから、本意見を勧告に盛り込むこととする。 なお、勧告は、経産大臣から事業者へ発出する文書であることから、「本事業者の」を削除する。 <u>事業者は本意見が勧告に盛り込まれることに納得しており、評価書に反映する意向である。</u>	2. 各論 (1) 温室効果ガス 温暖化制約が厳しさを増す中で、長期間にわたり、大量の二酸化炭素を排出することとなりうる石炭火力発電を行うことを本事業者の社員一人ひとりに至るまで自覚し、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(昭和54年法律第49号)(以下「省エネ法」という。)に基づくベンチマーク指標の目標達成、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」(平成21年法律第72号)(以下「高度化法」という。)の遵守及び自主的枠組み全体としての目標達成に向けて、社会的な透明性を確保しつつ、できる限り具体的な方針を示して、以下をはじめとする事項に取り組むこと。

II. 環境大臣意見(4/8)

番号	意見内容	検討結果	勧告案
7	① 本事業の発電技術については、局長級取りまとめの「BATの参考表」に掲載されている「(B)商用プラントとして着工済み(試運転期間等を含む)の発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続に入っている発電技術」に相当する高効率の発電設備を導入するとしていることから、当該発電設備の運用等を通じて送電端熱効率の適切な維持管理を図ること。	○ 経済産業大臣勧告に盛り込む。 本発電設備の設計発電端効率は43%であり、局長級取りまとめのBATの参考表の(B)に相当する発電効率である。当該発電設備の運用等を通じて送電端熱効率の適切な維持管理を図ることが求められることから、本意見を勧告に盛り込むこととする。 なお、「局長級取りまとめ」は、正式名称とする。 <u>事業者は本意見が勧告に盛り込まれることに納得しており、評価書に反映する意向である。</u>	① 本事業の発電技術については、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」(平成25年4月25日経済産業省・環境省)局長級取りまとめの局長級取りまとめの「BATの参考表」に掲載されている「(B)商用プラントとして着工済み(試運転期間等を含む)の発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続に入っている発電技術」に相当する高効率の発電設備を導入するとしていることから、当該発電設備の運用等を通じて送電端熱効率の適切な維持管理を図ること。
8	② 省エネ法に基づくベンチマーク指標については、その目標達成に向けて計画的に取り組み、2030年度に向けて確実に遵守すること。その取組内容について、可能な限り評価書に記載し、当該取組内容を公表し続けること。さらに、その達成状況を毎年度自主的に公表すること。 現状では目標達成が見込まれる状況であるが、本事業者がベンチマーク指標の目標を達成できないと判断した場合には、本事業の見直しを検討すること。さらに、今後、電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策の見直しが行われた場合には、事業者として必要な対策を講ずること。	○ 経済産業大臣勧告に盛り込む。 省エネ法に基づくベンチマーク指標については、2030年度に向けて確実に遵守することが求められ、また、その達成状況については、毎年度自主的に公表することが望ましい。さらに現時点で準備書に記載できる内容を可能な限り、準備書に記載することが望まれる。 事業者がベンチマーク指標の目標を達成できないと判断した場合には、本事業の見直しを検討し、さらに、今後、電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策の見直しが行われた場合には、事業者として必要な対策を講ずることが求められることから、本意見を勧告に盛り込むこととする。 <u>なお、事業者は本意見が勧告に盛り込まれることに納得しており、評価書に反映する意向である。</u>	② 省エネ法に基づくベンチマーク指標については、その目標達成に向けて計画的に取り組み、2030年度に向けて確実に遵守すること。その取組内容について、可能な限り評価書に記載し、当該取組内容を公表し続けること。さらに、その達成状況を毎年度自主的に公表すること。 現状では目標達成が見込まれる状況であるが、自ら本事業者がベンチマーク指標の目標を達成できないと判断した場合には、本事業の見直しを検討すること。さらに、今後、電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策の見直しが行われた場合には、事業者として必要な対策を講ずること。
9	③ 本事業で発電した電力は、自主的枠組み参加事業者である関西電力に全量供給することとしていることから、引き続き、自主的枠組み参加事業者に電力を供給し、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。	○ 経済産業大臣勧告に盛り込む。 本事業は関西電力が火力電源入札募集した事業を本事業者が落札し、発電した電力は、自主的枠組み参加事業者である関西電力に全量供給することとしており、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むことが求められることから、本意見を勧告に盛り込むこととする。 <u>事業者は、当該意見が勧告に盛り込まれることに納得しており、評価書へ反映する意向である。</u>	④ 本事業で発電した電力は、自主的枠組み参加事業者である関西電力に全量供給することとしていることから、引き続き、自主的枠組み参加事業者に電力を供給し、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。

Ⅱ. 環境大臣意見(5/8)

番号	意見内容	検討結果	勧告案
10	④ 本事業を実施することによる二酸化炭素排出量については、毎年度適切に把握すること。	○ <u>経済産業大臣勧告に盛り込む。</u> 本事業の実施により発電した電力は、関西電力に供給されることとなり、関西電力が責任を持って温暖化対策に取り組むこととなるが、本事業者は地球温暖化につながる CO2 を排出する発電事業を行う者として、二酸化炭素排出量を把握しておくことが望まれることから、本意見を勧告に盛り込むこととする。 事業者は、 <u>当該意見が勧告に盛り込まれることに納得しており、評価書へ反映する意向である。</u>	④ 本事業を実施することによる二酸化炭素排出量については、毎年度適切に把握すること。
11	⑤ パリ協定に基づき中長期的には世界全体でより一層の温室効果ガスの排出削減が求められる中で、商用化を前提に、2030 年までに石炭火力発電に CCS を導入することを検討することとしていることを踏まえ、本事業を検討すること。その上で、地球温暖化対策計画に位置付けられた我が国の長期的な目標に鑑み、将来の CCS の導入に向けて、国の検討結果や、二酸化炭素分離回収をはじめとした技術開発状況を踏まえ、本発電所について、二酸化炭素分離回収設備の実用化に向けた技術開発を含め、今後の革新的な二酸化炭素排出削減対策に関する所要の検討を継続的に行うこと。	○ <u>経済産業大臣勧告に盛り込む。</u> 2030年までに石炭火力発電にCCSを導入することを検討することとしていることを踏まえ、本事業を検討していくことは重要である。その上で、将来のCCSの導入に向けて、国の検討結果や、二酸化炭素分離回収をはじめとした技術開発状況を踏まえ、本発電所について、二酸化炭素分離回収設備の実用化に向けた技術開発を含め、今後の革新的な二酸化炭素排出削減対策に関する所要の検討を継続的に行うことが望まれることから、本意見を勧告に盛り込むこととする。 なお、事業者は、 <u>当該意見が勧告に盛り込まれることに納得しており、評価書へ反映する意向である。</u>	⑤ パリ協定に基づき中長期的には世界全体でより一層の温室効果ガスの排出削減が求められる中で、商用化を前提に、2030 年までに石炭火力発電に CCS を導入することを検討することとしていることを踏まえ、本事業を検討すること。その上で、地球温暖化対策計画に位置付けられた我が国の長期的な目標に鑑み、将来の CCS の導入に向けて、国の検討結果や、二酸化炭素分離回収をはじめとした技術開発状況を踏まえ、本発電所について、二酸化炭素分離回収設備の実用化に向けた技術開発を含め、今後の革新的な二酸化炭素排出削減対策に関する所要の検討を継続的に行うこと。
12	⑥ 本事業を含め、事業者における長期的な二酸化炭素排出削減対策について、パリ協定や今後策定される我が国の長期戦略等地球温暖化対策に係る今後の国内外の動向を踏まえ、所要の検討を行い、事業者として適切な範囲で必要な措置を講ずること。	○ <u>経済産業大臣勧告に盛り込む。</u> 事業者として長期的な CO2 排出削減対策について検討を行い、その結果、事業者として適切と判断できる範囲内で必要な措置を講じていくことは望ましいことであり、これまでの火力案件の配慮書に対する経済産業大臣意見及び準備書に対する経済産業大臣勧告でも事業者へ求めている内容であることから、本意見を勧告に盛り込むこととする。 なお、事業者は、 <u>当該意見が勧告に盛り込まれることに納得しており、評価書へ反映する意向である。</u>	⑥ 本事業を含め、事業者における長期的な二酸化炭素排出削減対策について、パリ協定や今後策定される我が国の長期戦略等地球温暖化対策に係る今後の国内外の動向を踏まえ、所要の検討を行い、事業者として適切な範囲で必要な措置を講ずること。

158

2021年4月6日 参議院環境委員会 日本共産党 山下芳生 出典 株式会社神戸製鋼所「神戸製鉄所火力発電所（仮称）建設計画環境影響評価準備書」に対する大臣勧告に関する検討結果 平成30年3月29日 産業保安グループ電力安全課 より抜粋
表題、下線は山下事務所

II. 環境大臣意見 (6/8)

番号	意見内容	検討結果	勧告案
13	(2) 大気環境 ① 対象事業実施区域の周辺には、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設や多数の住居が存在することから、本事業の工事の実施及び本発電設備の稼働に伴う大気環境への影響が回避・低減されるよう、大気環境の状況について、本事業者が策定した環境監視計画に基づき継続的に把握し、その結果を踏まえて、必要に応じて、適切な環境保全措置を講ずること。	○ <u>経済産業大臣勧告に盛り込む。</u> 対象事業実施区域の周辺には、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設や多数の住居が存在することから、本事業の工事の実施及び本発電設備の稼働に伴う大気質への影響が回避・低減されるように努めることが重要であり、環境監視計画に基づく環境監視を行い、必要に応じて、適切な環境保全措置を講ずることが求められることから、本意見を勧告に盛り込むこととする。 なお、勧告は、経産大臣から事業者へ発出する文書であることから、「本事業者」を「自ら」とする。 <u>事業者は本意見が勧告に盛り込まれることに納得しており、評価書に反映する意向である。</u>	① 本事業の工事の実施及び本発電設備の稼働に伴う水環境への影響が回避・低減されるよう、排水処理設備等により水質汚濁物質排出量を抑制するとともに、自ら本事業者が策定した環境監視計画に基づき継続的に把握し、その結果を踏まえて、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。また、今後締結が予定されている地元自治体との環境保全協定を遵守すること。
14	② 水銀の大気への排出については、「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」（平成 28 年環境省令第 22 号）及び「排出ガス中の水銀測定法」（平成 28 年環境省告示第 94 号）を踏まえて、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。	○ <u>経済産業大臣勧告に盛り込む。</u> 大気汚染防止法の改正により水銀が規制対象物質となり、本施設の運転開始時期には水銀に係る規制値が決定していることが想定され、必要に応じて、適切な環境保全措置を講ずることが求められることから、本意見を勧告に盛り込むこととする。 なお、事業者は本意見が<u>勧告に盛り込まれることに納得</u>しており、評価書に反映する意向である。	② 水銀の大気への排出については、「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」（平成 28 年環境省令第 22 号）及び「排出ガス中の水銀測定法」（平成 28 年環境省告示第 94 号）を踏まえて、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと
12	③ 微小粒子状物質 (PM2.5) に係る最新の知見を踏まえて、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。	○ <u>経済産業大臣勧告に盛り込む。</u> 微小粒子状物質 (PM2.5) については、中央環境審議会大気・騒音振動部会の微小粒子状物質等専門委員会において、平成 27 年 3 月に「微小粒子状物質の国内における排出抑制策の在り方について」の中間取りまとめが行われ、予測精度向上のためのモデルの改良、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行っているところである。事業者は最新の知見を踏まえ、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うことが求められることから、勧告に盛り込むこととする。 なお、<u>事業者は本意見が勧告に盛り込まれることに納得</u>しており、評価書に反映する意向である。	③ 微小粒子状物質 (PM2.5) に係る最新の知見を踏まえて、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。

Ⅱ. 環境大臣意見（7/8）

番号	意見内容	検討結果	勧告案
13	④ 継続的な大気環境の改善に向け、地元自治体と密に連携し、現在の環境保全協定の内容について、本事業計画を踏まえ、実態に即して積極的に見直すとともに、その遵守のため、大気汚染物質排出削減対策を講ずること。	○ <u>経済産業大臣勧告に盛り込む。</u> 製鉄所の高炉設備を廃止し、新たに130万kwの石炭火力設備を建設する計画であり、今後自治体と環境保全協定の内容について、見直すこととなる。本事業区域周辺は過去に深刻な大気汚染による健康被害が発生し、現状においても環境基準の一部を達成していない地点が存在する地域であり、継続的な大気環境の改善が必要な地域であり、地元自治体と密に連携し、積極的に保全協定を見直し、大気汚染物質排出削減対策を講ずることが求められることから、本意見を勧告に盛り込むこととする。 なお、事業者は本意見が勧告に盛り込まれることに納得しており、評価書に反映する意向である。	④ 継続的な大気環境の改善に向け、地元自治体と密に連携し、現在の環境保全協定の内容について、本事業計画を踏まえ、実態に即して積極的に見直すとともに、その遵守のため、大気汚染物質排出削減対策を講ずること。
14	(3) 水環境 対象事業実施区域の周辺海域は、「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和48年法律第110号）に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画に関する指定水域であり、水質汚濁に係る環境基準を達成していない地点も存在するなど、水環境の改善が必要な地域であることから、水環境に係る以下をはじめとする事項に取り組むこと。	○ <u>経済産業大臣勧告に盛り込む。</u> 対象事業実施区域の周辺海域は、「水質汚濁防止法」、「瀬戸内海環境保全特別措置法」に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画に関する指定水域であり、水質汚濁に係る環境基準を達成していない地点も存在するなど、水環境の改善が必要な地域であり、直近の福山共同発電所の勧告においても述べていることから、勧告に盛り込むこととする。 なお、事業者は、当該意見が勧告に盛り込まれることに納得しており、評価書へ反映する意向である。	(3) 水環境 対象事業実施区域の周辺海域は、「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和48年法律第110号）に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画に関する指定水域であり、水質汚濁に係る環境基準を達成していない地点も存在するなど、水環境の改善が必要な地域であることから、水環境に係る以下をはじめとする事項に取り組むこと。
12	① 本事業の工事の実施及び本発電設備の稼働に伴う水環境への影響が回避・低減されるよう、排水処理設備等により水質汚濁物質排出量を抑制するとともに、水質について、本事業者が策定した環境監視計画に基づき継続的に把握し、その結果を踏まえて、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。また、地元自治体との環境保全協定を遵守すること。	○ <u>経済産業大臣勧告に盛り込む。</u> 本事業の工事の実施及び本発電設備の稼働に伴う水環境への影響が回避・低減されるよう、排水処理設備等により水質汚濁物質排出量を抑制するとともに、水質について、本事業者が策定した環境監視計画に基づき継続的に把握し、その結果を踏まえて、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うことが求められる。また、公害防止協定は今後見直されることから、同協定を遵守する必要がある。以上のことから、本意見を勧告に盛り込むこととする。 勧告は、経産大臣から事業者へ発出する文書であることから、「本事業者」を「自ら」とする。 なお、事業者は、当該意見が勧告に盛り込まれることに納得しており、評価書へ反映する意向である。	① 本事業の工事の実施及び本発電設備の稼働に伴う水環境への影響が回避・低減されるよう、排水処理設備等により水質汚濁物質排出量を抑制するとともに、水質について、自ら本事業者が策定した環境監視計画に基づき継続的に把握し、その結果を踏まえて、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。また、地元自治体との環境保全協定を遵守すること。

160

Ⅱ. 環境大臣意見（８／８）

番号	意見内容	検討結果	勧告案
13	② 本発電設備の稼働に伴う放水口からの温排水については、本事業者が策定した環境監視計画に基づき継続的に把握し、その結果を踏まえて、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。	○ 経済産業大臣勧告に盛り込む。 冷却水は取放水温度差を7℃以下とすることとしているが、運転開始後、毎秒30m ³ の温排水が排水されるため、温排水については、本事業者が策定した環境監視計画を適切に実施することが求められる。そして、その結果を踏まえて必要に応じて、適切な環境保全措置を講じることが必要なことから、本意見を勧告に盛り込むこととする。 勧告は、経産大臣から事業者へ発出する文書であることから、「本事業者」を「自ら」とする。 なお、事業者は本意見が勧告に盛り込まれることに納得しており、評価書に反映する意向である。	② 本発電設備の稼働に伴う放水口からの温排水については、自ら本事業者が策定した環境監視計画に基づき継続的に把握し、その結果を踏まえて、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。
14	(4) 廃棄物等 本発電設備の稼働に伴い発生する石炭灰は、セメント原料等として全量有効利用する計画であることに鑑み、セメント原料等として適切な有効利用が図られるよう、稼働期間における継続的な有効利用方法及び利用先を確保すること。 以上について、その旨を評価書に記載すること。	○ 経済産業大臣勧告に盛り込む。 本事業の供用時に発生する石炭灰については、年間約33万tあり、セメント原料等への持続的な有効利用が図られるよう、継続的な有効利用方法及び利用先を確保することが求められることから、本意見を勧告に盛り込むこととする。 なお、事業者は本意見が勧告に盛り込まれることに納得しており、評価書に反映する意向である。	(4) 廃棄物等 本発電設備の稼働に伴い発生する石炭灰は、セメント原料等として全量有効利用する計画であることに鑑み、セメント原料等として適切な有効利用が図られるよう、稼働期間における継続的な有効利用方法及び利用先を確保すること。 以上について、その旨を評価書に記載すること。

9. 環境影響評価における審査の透明性確保について

環境省における現在の審査のプロセスでは、環境大臣の意見提出のある対象事業のうち、特に専門的な知見が必要となる案件に関して、外部の有識者の知見を得ながら必要な調査・検討を行い、その結果も踏まえて審査を行っている。

また、条例を制定している全ての都道府県・政令指定都市では、有識者からなる審査会を設けており、意見提出に際して有識者の知見の活用が図られている。

この他に、法対象事業の環境影響評価において有識者の知見を活用している例として、発電所事業の環境影響評価においては有識者による顧問会への意見聴取や、都市計画の環境影響評価においては審議会における議論が実施されている。

環境大臣が意見提出に当たって常設の審査会を設けることについては、以上のとおり手続の重複の可能性があること等から、不要であるという意見が多数を占めた。ただし、環境大臣意見の形成過程において透明性や社会的な理解を高める観点から、有識者の意見をより的確に踏まえることが望ましいと考えられることから、その具体的な方法について検討することが必要である。

また、原告らの上記主張は、要するに、局長級会議取りまとめ、長期エネルギー需給見通し、自主的枠組み、地球温暖化対策計画等は、いずれも石炭火力発電所の新設を容認するものである以上、これによつては我が国の2030年度及び2050年度の削減目標を達成することができないという趣旨をいうものとも解される（地球温暖化に関する基本的認識について述べる甲C102等も同趣旨を指摘するものと解される。）。

しかしながら、前記イで説示したとおり、電気事業分野における地球温暖化対策の進捗状況の評価として、石炭火力発電所の新設・増設計画が全て実行された場合には、石炭火力発電からの二酸化炭素排出量が目標達成のためのそれを超過する可能性があるとの懸念を示した環境省も、石炭火力発電所の新設・増設を一切すべきでないとはしていない。そうすると、石炭火力発電所の新設が一概に否定されるべきものではないことを前提に、本件発電所における二酸化炭素の排出削減対策に着目して、事業者を利用可能な最良の技術（BAT）が採用されることなどを踏まえて、本件確定通知をした経済産業大臣の判断が、平成30年5月の時点において、地球温暖化対策としての政策の当否を超えて、重要な事実の基礎を欠くとか、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認めることはできない。原告らの主張によれば、たとえBATが採用されるとしても、本件発電所が石炭火力発電所である以上、本件事業の中止や燃料種をLNG等に変更すること等を内容とする変更命令をしない限り、経済産業大臣の判断が違法であるということになる。この主張は、結局石炭火力発電所の新設・増設は一切許されないというのに等しいが、以上説示したところに照らして、採用することができない。

したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

なお、上記のような環境省の懸念については、火力発電所の無秩序な新設・増設計画を抑制することで対処するしかないものの、現行の電気事業法では火力発電所の設置又は変更の工事が届出制であることから、そのような対処が困難であることは否めない。火力発電所の設置又は変更の工事を届出制から許可制に改めるなどすればともかく、そうでなければ、現行法の範囲内で採り得る手段は限られており、原告らの主張を採用することは困難といわざるを得ない。